様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しゃかいふくしほうじんあおだにがくえん  一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人青谷学園  （ふりがな）しらかし　ただし  （法人の場合）代表者の氏名 白樫　忠  住所　〒610-0113  京都府 城陽市 中芦原１４番地  法人番号　5130005008822  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ　ＤＸ戦略～青谷学園～ | | 公表日 | ①　2025年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ  　https://aodani.or.jp/dxvision  　ＤＸ戦略～青谷学園～　ＤＸビジョン２０２５・ＤＸ戦略ビジョン～３つの変革～ | | 記載内容抜粋 | ①　ＤＸビジョン２０２５  私たちは、デジタル技術を福祉サービスの本質的価値を高めるための手段と位置づけ、地域社会から選ばれ続ける法人を目指します。デジタル活用による意思決定の迅速化と業務効率化で生じた余力を、ご利用者様へのきめ細やかな個別支援と、職員の専門性向上・働きがい創出に再投資します。  ＤＸ戦略ビジョン～３つの変革～  「ご利用者様の豊かな暮らしと職員の働きがいを追求するデジタル変革」というビジョンを実現するため、データの力と最新技術を積極的に活用し、以下の３つの変革を目指します。  １. 安全で快適な支援サービス  データに基づいた個別化された支援と事故リスクの低減  ２. 職員の専門性と働きがい向上  モバイル・クラウド活用による業務負担の軽減と支援集中時間の創出  ３. 持続可能で強靭な運営基盤の確立  意思決定の迅速化と災害時にも揺るがない事業継続性（BCP）の確保 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である理事会の承認に基づいている |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ　ＤＸ戦略～青谷学園～ | | 公表日 | ①　2025年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ  　https://aodani.or.jp/dxvision  　ＤＸ戦略～青谷学園～　実現に向けたＤＸ戦略～３つの柱～ | | 記載内容抜粋 | ①　実現に向けたＤＸ戦略～３つの柱～  ＤＸビジョンを実現するため、「モバイルとクラウドで拓く未来の福祉」をテーマに、以下の３つの戦略でＤＸを推進します。  (１) ご利用者様と職員双方のデータを活用した、質の高いケアと働きやすい環境の同時実現  (２)ＡＩ/データ駆動型マネジメントによる徹底した生産性向上  (３)セキュアなフルクラウド基盤とデータ連携による強靭な運営基盤の確立 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である理事会の承認に基づいている |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ　ＤＸ戦略～青谷学園～  　ＤＸ戦略～青谷学園～　ＤＸ戦略推進のための組織体制と人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　ＤＸ戦略推進のための組織体制と人材育成  ●組織体制  最高責任者: 理事長  推進体制: ＤＸ推進チーム  ＣＩＯ：業務執行理事(DX推進アドバイザー資格・情報セキュリティマネジメント資格所持者）  ＤＸ推進・情報セキュリティ管理者：各事業所の管理者が兼務し、現場との連携を強化しＤＸを浸透させる者  ＤＸ推進・情報セキュリティ担当者：各事業所のＩＴリテラシーに向上心があり率先してＤＸを推進する者  ●人材育成  リテラシー向上: 全職員を対象にｅラーニング、内部研修、成功事例の共有を実施し、「デジタルを使う」ことへの抵抗感をなくすと共にセキュリティ対策の重要性を認識する。  コア人材育成: ＩＴに関心のある職員を「ＤＸ推進・情報セキュリティ担当者」に選任し、公的支援制度や外部専門家とのスポット連携を活用しながら、戦略立案やデータ分析を担う専門人材として育成する |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ　ＤＸ戦略～青谷学園～  　ＤＸ戦略～青谷学園～　デジタル技術活用のための環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　デジタル技術活用のための環境整備  当法人は、ＤＸビジョンの実現に向け、職員とご利用者様双方のメリットを最大化するため、以下の３つの柱で、最新の情報処理技術を活用するための環境整備を推進しています。  1. フルクラウド・モバイル基盤の確立と最適化  2. ＡＩ/ＩｏＴによるサービス品質と生産性の向上  3. データ連携とガバナンス体制の強化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ　ＤＸ戦略～青谷学園～ | | 公表日 | ①　2025年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ  　https://aodani.or.jp/dxvision  　ＤＸ戦略～青谷学園～　ＤＸ戦略の達成度を測る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　ＤＸ戦略の達成度を測る指標  以下の主要なKPIに基づき、達成度を測定し、年１回ホームページにて公表します。  ●サービスの質向上  ・AIによる記録分析を活用した個別支援計画等の策定・共有時間の削減率（削減した時間を支援集中時間に充当できたか）目標値３０％削減  ・ご家族様等や行政・業者からの問い合わせ対応時間短縮率　　　目標値２０％削減  ●職員の業務効率化  ・日報やサービス記録などの事務作業時間削減  　　　　　目標値１日１０分削減  ・会議資料・議事録の作成や資料閲覧時間の短縮率  　　　　　目標値５０％短縮  ●経営の安定化  ・ＤＸ関連システム年間ランニングコスト削減率  　　　　　目標値５％削減  ・ペーパーレス化・電子契約導入による年間コスト削減額（印刷製本費＋通信運搬費＋収入印紙代）  　　　　　目標値１０％削減 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月17日 | | 発信方法 | ①　社会福祉法人青谷学園のホームページ　ＤＸ戦略～青谷学園～  　社会福祉法人青谷学園のホームページ  　https://aodani.or.jp/dxvision  　ＤＸ戦略～青谷学園～　最高責任者(理事長)からのＤＸ戦略メッセージ | | 発信内容 | ①　私たちは、｢地域社会への貢献と、ご利用者様に｢生きがい｣｢満足｣｢感動｣のある福祉サービスを提供する｣という揺るぎない理念のもと、社会福祉の未来を切り拓く先駆者として、大胆なデジタル変革に挑戦し続けています。  ２０２２年を「ＤＸ元年」と位置づけ、「デジタルを活用することで、全てのステークホルダーを幸せにする」というビジョンを掲げ、着実に実践を重ねてきました。  職員全員へのスマートフォン貸与、LINEWORKSによる情報共有、ネックスピーカーを利用したデジタルインカム会話、勤怠の電子届け出や法人内の電子決裁、そして安全性と機動性を両立させるフルクラウド運用の徹底など、業務のデジタル化とペーパーレス化を大きく進めることができました。  時代の変化と、この３年間培った経験を踏まえ、私たちはこのビジョンをさらに深化させ、「ＤＸビジョン２０２５」を新たに掲げます。  ＤＸ推進は、業務の効率化だけでなく、ご利用者様への支援においても、データに基づいたきめ細やかな支援を可能にし、ご利用者様一人ひとりの｢もっとこうしたい｣という声に、迅速かつ的確に応えられることにつながります。  日々の記録業務や事務作業を効率化することで、｢人｣にしかできない支援に集中できる環境を整え、ご利用者様と心から向き合う時間を増やすことで、職員の専門性と働きがいを高め、職場全体の魅力を向上させ、結果として質の高い福祉サービスへとつなげます。  デジタル技術を積極的に取り入れることで、ご利用者様がより豊かな日常を送れるように、そして職員が誇りを持って働けるように、私たちのＤＸへの挑戦にご期待ください。　理事長　白樫　忠  ※この情報は理事長自身が策定しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ２０１８年１１月にSECURITY ACTION宣言してから様々なセキュリティ対策を実施し、２０１９年８月には２つ星宣言をしました。(２０１８年の時点では職員数１００名以下で中小企業でした)  ２０２５年１０月現在職員数が１０２名でぎりぎり大企業分類になるため、上記の宣言に加え、サイバーセキュリティ経営ガイドラインを参考に、情報セキュリティ基本方針や情報セキュリティ関連規程を整備し、情報セキュリティマネジメント資格を所持するＣＩＯを中心に、サイバーセキュリティ対策(内部監査含む)を実施しています。  具体的なセキュリティ対策は下記を行っています。  ・毎月ウイルスソフト及びＵＴＭからそれぞれレポートが送られてくるので、まずＣＩＯが必ず内容をきちんと確認し危機管理対策指示をだします。例えばＤＸ推進チームを通して、怪しいサイトを閲覧する職員(ＰＣ)に注意喚起を促したり、またＯＳやソフトウェアのバージョンアップができていないＰＣを確認するよう指示を出し、常に最新バージョンとするようにしています。  ・ＩＰＡからのメールや京都府警の「けいはんな経済安全保障センター」などからのサイバー対策情報を積極的に収集し、それらを利用して全職員にセキュリティ教育を実施しています。  ・情報システムやデータへのアクセス制御を行い、業務上の必要性に応じて最小限のアクセス制限となるように設定し、定期的に見直しています。  ・新しいアプリやクラウドサービスなどを利用する前に、必ずＣＩＯに事前の許可を得ることとしています。  ・全従業員に貸与している携帯は、リモートワイプ機能のあるＭＤＭで一括管理しており、紛失時の情報漏洩にも備えています。  尚、直近でセキュリティー上の問題は発生していません。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。